

警北海発第78号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成30年3月9日

警察共済組合北海道支部長 和田 昭 夫

1 入札に付する事項

- (1) 契約の目的の名称び数量  
福利厚生情報システム運用支援業務 一式
- (2) 契約の目的の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 契約期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- (4) 履行場所  
北海道警察本部厚生課内(北海道札幌市中央区北2条西7丁目)

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する情報システムの開発の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 北海道内に事業所を有すること。
- (5) 国際標準化機構IS09001を取得していること。
- (6) 国際標準化機構IS027001の認証取得事業者又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク使用許諾業者のいずれかに適合し、若しくはこれらと同等の情報セキュリティ管理システムを確立していること。

3 制限付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方公務員等共済組合施行規程第28条及び地方自治法施行令第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成30年3月9日（金）から同年3月19日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目  
警察共済組合北海道支部(北海道警察本部警務部厚生課内)

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

警察共済組合北海道支部（北海道警察本部警務部厚生課内）

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目  
警察共済組合北海道支部(北海道警察本部厚生課ミーティングルーム)
- (2) 入札日時 平成30年3月23日(金)午後1時30分

- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金  
入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。
- 7 契約保証金  
契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。
- 8 入札説明書の交付に関する事項
  - (1) 交付場所 4に同じ。
  - (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。  
なお、警察共済組合本部のホームページ (<http://www.keikyo.jp>) においてダウンロードすることができる。
- 9 送付による入札の可否  
認めない。
- 10 落札者の決定方法  
地方公務員等共済組合施行規程(昭和37年総理府令第1号)第28条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。
- 11 落札者と契約の締結を行わない場合  
落札者が暴力団関係事業者等であることにより北海道が行う公共事業等から参加を除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 12 契約書作成の要否  
要
- 13 その他
  - (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、北海道財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
  - (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い
    - ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
    - イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
  - (3) 契約に関する事務を担当する組織
    - ア 名称 警察共済組合北海道支部
    - イ 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目  
北海道警察本部警務部厚生課内
    - ウ 電話番号 011-251-0110 内線 2806
  - (4) 前金払はしない。
  - (5) 概算払はしない。
  - (6) 部分払はしない。
  - (7) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。
  - (8) この入札は、取りやめること又は延期することがある。
  - (9) この入札の執行は、公開する。
  - (10) 詳細は、入札説明書による。  
なお、競争入札心得は、契約条項を示す場所において交付する。

## 入札説明書

この入札説明書は、平成30年3月9日付け警北海発第78号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

- 1 契約担当者  
警察共済組合北海道支部長 和田 昭 夫
- 2 入札に付する事項
  - (1) 契約の目的の名称及び数量  
福利厚生情報システム運用支援業務 一式
  - (2) 契約の目的の仕様その他の明細  
詳細は、業務処理要領（福利厚生情報システム運用支援業務）による。
  - (3) 契約期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで。
  - (4) 履行場所  
北海道警察本部警務部厚生課内（北海道札幌市中央区北2条西7丁目）
- 3 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当すること。
  - (1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する情報システムの開発の資格を有すること。
  - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
  - (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
  - (4) 北海道内に事業所を有すること。
  - (5) 国際標準化機構IS09001を取得していること。
  - (6) 国際標準化機構IS027001の認証取得事業者又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク使用許諾業者のいずれかに適合し、若しくはこれらと同等の情報セキュリティ管理システムを確立していること。
- 4 制限付一般競争入札参加資格の審査
  - (1) この入札は、地方公務員等共済組合施行規程第28条及び地方自治法施行令第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3の(4)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
    - ア 申請の時期 平成30年3月9日（金）から同年3月19日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
    - イ 申請の方法 別紙の申請書類を提出しなければならない。
    - ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目  
警察共済組合北海道支部（北海道警察本部警務部厚生課内）
  - (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 5 契約条項を示す場所  
警察共済組合北海道支部（北海道警察本部警務部厚生課内）
- 6 入札執行の場所及び日時
  - (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目  
警察共済組合北海道支部  
（北海道警察本部警務部厚生課ミーティングルーム）
  - (2) 入札日時 平成30年3月23日（金）午後1時30分
  - (3) 開札場所 (1)に同じ。
  - (4) 開札日時 (2)に同じ。

- 7 入札保証金  
入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。
- 8 契約保証金  
契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。
- 9 送付による入札の可否  
認めない。
- 10 契約書作成の要否  
要
- 11 その他
  - (1) 無効入札  
開札の時ににおいて、3に規定する資格を有しない者のした入札、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
  - (2) 落札者の決定方法  
地方公務員等共済組合施行規程（昭和37年総理府令第1号）第28条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
  - (3) 落札者と契約の締結を行わない場合  
落札者が暴力団関係事業者等であることにより、北海道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
  - (4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
    - ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
    - イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
  - (5) 契約に関する事務を担当する組織
    - ア 名称 警察共済組合北海道支部
    - イ 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目（北海道警察本部警務部厚生課内）
    - ウ 電話番号 011-251-0110 内線 2806
  - (6) 前金払  
前金払はしない。
  - (7) 概算払  
概算払はしない。
  - (8) 部分払  
部分払はしない。
  - (10) 入札の取りやめ  
初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。
  - (11) 入札の取りやめ又は延期  
この入札は、取りやめること又は延期することがある。
  - (12) 入札執行の公開  
この入札の執行は、公開する。
  - (13) その他
    - ア この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。
    - イ 「業務処理要領」の複写並びに本委託契約に関係のない第三者に対する譲渡、閲覧及び交付を禁じる。
    - ウ 「業務処理要領」については、入札執行時に回収するので必ず持参すること。

# 競 争 入 札 心 得

(総則)

第1条 警察共済組合北海道支部が発注する各種契約の入札に当たっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知してください。

(入札保証金等)

第2条 削除

(入札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出（入札箱に投入）しなければなりません。

2 削除

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代理)

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の書換え等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札

(2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札

(3) 入札書に記名押印がない入札

(4) 削除

(5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について2以上の入札をしたときの入札

(6) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札

(7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札

- (8) 削除
- (9) 無権代理人がした入札
- (10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札（当該行為が契約締結前に明らかとなったものに限る。）
- (11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

（開札）

第8条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

（再度入札）

第9条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行います。

また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

（落札者の決定）

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とします。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

（最低価格の入札者を落札者とししない場合）

第11条 削除

（入札保証金等の返還）

第12条 削除

（契約の締結）

第13条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、警察共済組合北海道支部契約担当者の作成した契約書に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から7日以内に警察共済組合北海道支部契約担当者に提出しなければなりません。

（落札者と契約の締結を行わない場合）

第14条 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行いません。

（入札保証金等の帰属）

第15条

1 削除

2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額（消費税相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額の違約金を警察共済組合に納付しなければなりません。

（契約保証金等）

第16条 削除

（入札保証金等の充当）

第17条 削除

(談合情報に対する対応)

第18条 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び積算の内訳書の徴取を行うこと又は入札の執行を取りやめることがあります。

2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することがあります。

(入札の取りやめ等)

第19条 前条第1項及び第2項に定めるもののほか、警察共済組合北海道支部契約担当者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

第20条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前においては、その旨を文書又は口頭により支出負担行為担当者に連絡すること。

(2) 入札執行中においては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第21条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。

# 制限付一般競争入札資格審査申請書

平成 年 月 日

警察共済組合北海道支部長 様

申請者

所在地

商号・名称

フリガナ  
代表者

印

(生年月日 年 月 日生)

福利厚生情報システム運用支援業務委託契約に係る制限付一般競争入札に参加したいので、関係書類を添付のうえ、資格審査を申請します。

入札事項 福利厚生情報システム運用支援業務委託契約

※ 添付する関係書類は、別紙「提出書類等一覧」のとおりとする。



平成 年 月 日

警察共済組合北海道支部長 様

住所  
申請者  
氏名

印

## 事業所等申出書

制限付一般競争入札の参加にあたり、下記のとおり北海道内に本店（支店、営業所）が所在することを申出いたします。

### 記

1 所在地

2 名称

3 電話番号等

(案)

委 託 契 約 書

- 1 委託業務の名称 福利厚生情報システム運用支援業務
- 2 委託業務の内容 別紙1「業務処理要領（福利厚生情報システム運用支援業務）」による。
- 2 委託期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 3 業務委託料 金 円  
(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)  
(別紙2支払額内訳書のとおり)
- 4 契約保証金 契約保証金は、免除する。

上記委託業務について、委託者(甲)、委託者(乙)及び委託者(丙)（以下「委託者」という。）と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、委託者(甲)及び受託者がその1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

委託者(甲) 札幌市中央区北2条西7丁目  
警察共済組合北海道支部  
支部長 和田昭夫 印

委託者(乙) 札幌市中央区北2条西7丁目  
一般財団法人北海道警察職員互助会  
理事長 伊藤隆行 印

委託者(丁) 札幌市中央区北2条西7丁目  
警察職員生活協同組合北海道支部  
支部長 伊藤隆行 印

受託者

印

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この契約書に基づき、別紙1「業務処理要領(福利厚生情報システム運用支援業務)」(以下「要領」という。)に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。

2 受託者は、頭書の委託期間において委託業務を処理し、委託者は、その対価である業務委託料を受託者に支払うものとする。

3 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

4 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、契約書及び要領に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

7 この契約書及び要領における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、委託者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第3条 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務担当員)

第4条 委託者は、受託者の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、受託者に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者等)

第5条 受託者は、委託業務の処理について業務処理責任者及び要領に定める要件を具備した業務処理技術者を定め、委託者に通知するものとする。業務処理責任者及び業務処理技術者を変更した場合も、同様とする。

2 業務処理責任者は、受託者の業務遂行に関する一切の事項を処理し、業務遂行につき受託者を代理する権限を有するものとする。

3 業務処理責任者は、業務処理技術者の監督、指導及び連絡の任に当たり、委託者の定めた業務担当員に対する連絡等を行うものとする。

4 業務処理責任者と業務処理技術者とは、これを兼ねることができるものとする。

(業務処理責任者等の変更請求等)

第6条 委託者は、業務処理責任者、業務処理技術者が、委託業務の処理上著しく不相当と認められるときは、その理由を付した書面により、受託者に対し、その変更を請求することができる。

2 受託者は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を委託者に通知しなければならない。

(個人情報の保護)

第7条 受託者は、この委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙3「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(施設の使用等)

(案)

第8条 委託者は、受託者が委託業務を処理するために要する室を指定し、及び当該室に備える備品を受託者に無償で供与するものとする。

2 受託者は、指定された室及び供与された備品について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 受託者は、委託期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、速やかに、指定された室を原状に回復し、明け渡さなければならない。

4 受託者は、供与された備品が不要となったときは、速やかに、委託者に返還しなければならない。

5 委託業務の処理に必要な消耗品は、一切、受託者の負担とする。

(報告義務)

第9条 受託者は、要領に定める方法により委託者又は業務担当員に報告しなければならない。

2 受託者は、次の各号に掲げる事実が生じたときは、直ちに、委託者又は業務担当員と協議しなければならない。

(1) 要領で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められるとき。

(2) 委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。

(3) 委託業務の処理につき、重大な事故が生じたとき。

(調査等)

第10条 委託者は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

(業務委託料の請求及び支払)

第11条 受託者は、毎月、前月分の業務委託料の支払いを委託者に対して請求するものとする。

2 委託者は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を受託者に支払うものとする。

3 委託者は、その責めに帰すべき事由により前項の委託料の支払が遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受託者に支払うものとする。

4 業務委託料の支払場所は、委託者の勤務の場所とする。

(秘密の保持)

第12条 受託者は、この契約により知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

(委託者の解除権)

第13条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 委託業務の処理が著しく不相当であると明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由なしに委託者との協議事項に従わないとき。

(3) その他その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないものと認められるとき。

(4) 第16条に規定する理由によらないでこの契約の解除の申出をしたとき。

(5) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

2 受託者は、前項の規定により、この契約が解除されたときは、委託者に対して、業務委託料の10分の1に相当する額の賠償金を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項第1号から第3号までの規定により、この契約が解除された場合において、この契約に係る契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保は委託者に帰属し、委託者は当該契約保証金又は担保をもって前項の賠償金に充当することができる。この場合において、当該契約保証金の額又は担保される額が業務委託料の10分の1に相当する額に不足するときは、受託者は、当該不足額を委託者の指定する期間内に納付し、契約保証金の額又は担保される額が業務委託料の10分の1に相当する額を超過するときは、委託者は、当該超過額を返還しなければならない。

第14条 委託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、受託者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 受託者が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条及び第18条において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第18条において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。

(2) 受託者が納付命令（独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第18条において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

(3) 受託者が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(4) 受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において受託者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。

(5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が受託者に対して行われたときは処分の取消しの

訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における受託者に対する命令とし、これらの命令が受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。）により、受託者に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第7条の2第1項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は地方公務員等共済組合施行規程（昭和37年総理府、文部省、自治省令第1号）第30号第2項による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。

- (6) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

第15条 委託者は、第1条第3項、第13条第1項及び前条に定める場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、委託者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、受託者に通知しなければならない。

2 前項の規定による解除が月の中途で行われるときは、委託者は、当該月における業務委託料を受託者に支払うものとする。

3 第1項の規定により契約を解除した場合において、受託者に損害を与えたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、委託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（受託者の解除権）

第16条 受託者は、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、受託者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、委託者に通知しなければならない。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、委託者に損害を与えたときは、受託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、受託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（損害賠償）

第17条 受託者は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定により賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

3 受託者は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、受託者の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき理由による場合は、委託者の負担とする。

第18条 受託者は、この契約に関して、第14条各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として業務委託料の額の10分の2に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）

(案)

第6項に規定する不当廉売であるときその他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 委託者は、実際に生じた損害の額が前項の業務委託料の額の10分の2に相当する額を超えるときは、受託者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。
- 3 前2項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

(相殺)

第19条 委託者は、受託者に対して金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する契約保証金返還請求権、業務委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

(契約に定めのない事項)

第20条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(案)

別紙2

支 払 額 内 訳 書

	警察共済組合	北海道警察職員互助会	警察職員生活協同組合
4月	円	円	円
5月	円	円	円
6月	円	円	円
7月	円	円	円
8月	円	円	円
9月	円	円	円
10月	円	円	円
11月	円	円	円
12月	円	円	円
1月	円	円	円
2月	円	円	円
3月	円	円	円
合 計	円	円	円



別紙 3

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2 秘密の保持

- 1 受託者は、この契約による事務を処理するために知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。
- 2 受託者は、その使用する者が、この契約による事務を処理するために知り得た個人情報の内容を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第3 目的外収集・利用の禁止

受託者は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

第4 第三者への提供制限

受託者は、この契約による事務を処理するため、委託者から提供された個人情報が記録されている資料等を、委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

第5 複写、複製の禁止

受託者は、この契約による事務を処理するため、委託者から提供された個人情報が記録されている資料等を、委託者の承諾なしに複写し、又は複製をしてはならない。

第6 提供資料等の返還等

受託者は、この契約による事務を処理するため、委託者から提供された個人情報が記録されている資料等を、事務完了後、速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

第7 契約の解除及び損害賠償

委託者は、受託者が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

## 別記

### 警察共済組合北海道支部入札執行傍聴要領

#### 1 傍聴の手続き

- (1) 入札の傍聴を希望される方は、入札の開始予定時刻の 10 分前まで、所定の入札執行傍聴受付簿に氏名、住所、及び電話番号を記入し、傍聴整理券を受領してください。  
なお、受付は先着順で行い、定員（5名）になり次第終了します。（30分前から受付）
- (2) 入札会場に入室する際には、傍聴整理券を担当者に提示し、確認を得たうえで、指示に従って入室してください。
- (3) 入札会場において、写真撮影、録画、録音などを行う場合は、事前に申し出てください。ただし、これら写真撮影等は入札執行の宣言の前までとします。

#### 2 傍聴する際の留意事項

- (1) 入札執行中は静粛に傍聴し、発言、拍手などは行わないでください。
- (2) 入札執行中の入札会場への入室は、原則として認められません。入札執行中に退室される方は、担当者に傍聴整理券を返還し、静かに退室してください。
- (3) 入札会場において、飲食などはしないでください。
- (4) 写真撮影、録画、録音などを行う方は、指示された事項を守ってください。
- (5) 入札執行の秩序を乱したり、入札執行を妨害するようなことはしないでください。

#### 3 入札執行の秩序の維持

- (1) 2の事項のほか、傍聴される方は、入札執行者及び担当者の指示に従ってください。  
なお、傍聴の要領について、不明な点があれば、担当者にお尋ねください。
- (2) 傍聴される方がこの要領に定められたことをお守りいただけない場合は、注意することとしており、なおこれに従わない場合には、退場していただくこともあります。
- (3) (2)に該当された方については、今後行われる入札の傍聴をお断りする場合があります。

# 入 札 書

1 入札金額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

2 業務名

福利厚生情報システム運用支援業務

入札説明書等記載の条件、競争入札心得、契約条項その他警察共済組合北海道支部が示した条件を承諾のうえ、上記の金額で入札致します。

平成 年 月 日

住 所

入 札 者

氏 名

印

警察共済組合北海道支部長 様

# 入 札 書

1 入札金額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

2 業務名

福利厚生情報システム運用支援業務

入札説明書等記載の条件、競争入札心得、契約条項その他警察共済組合北海道支部が示した条件を承諾のうえ、上記の金額で入札致します。

平成 年 月 日

住 所

入 札 者

氏 名

住 所

代 理 人

氏 名

印

警察共済組合北海道支部長 様

# 入 札 書

## 1 入札金額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

## 2 業務名

福利厚生情報システム運用支援業務

入札説明書等記載の条件、競争入札心得、契約条項その他警察共済組合北海道支部が示した条件を承諾のうえ、上記の金額で入札致します。

平成 年 月 日

住 所  
入 札 者  
氏 名

住 所  
代 理 人  
氏 名

住 所  
復代理人  
氏 名

印

警察共済組合北海道支部長 様

# 委任状

平成 年 月 日

警察共済組合北海道支部長 様

住 所

氏 名

印

私は (住所)

(氏名)

を代理人と定め、次の権限を委任します。

記

平成30年 3 月 23 日 警察共済組合北海道支部が行う

福利厚生情報システム運用支援業務委託契約

について

競争入札及び見積に関する一切の件。

# 委任状

平成 年 月 日

警察共済組合北海道支部長 様

住 所

氏 名 印

私は (住所)

(氏名)

を代理人と定め、次の権限を委任します。

記

平成30年 3 月 23 日 警察共済組合北海道支部が行う

福利厚生情報システム運用支援業務委託契約

に係る

競争入札及び見積に関する一切の件並びに復代理人の選任に関する件。

# 委任状

平成 年 月 日

警察共済組合北海道支部長 様

住 所

氏 名

代理人 住 所

氏 名

印

私は (住所)

---

(氏名)

---

を復代理人と定め、次の権限を委任します。

記

平成30年 3月23日 警察共済組合北海道支部が行う

福利厚生情報システム運用支援業務委託契約

に係る

競争入札及び見積に関する一切の件。